

## 関川流域委員会規約

### ( 名 称 )

第1条 本会は、「関川流域委員会」（以下「委員会」という。）と称す。

### ( 設置・運営 )

第2条 委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置・運営する。

### ( 目 的 )

第3条 委員会は、関川水系の河川整備計画検討に向けて、関川に造詣の深い学識経験者等の方々が意見を述べることを目的とする。

### ( 審 議 内 容 )

第4条 河川整備計画検討に向けての意見と、住民意見聴取の方法等に関する事項とする。

### ( 組 織 等 )

第5条 委員会は別表に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

2 委員会が必要と認めるとき、委員以外の者に、参考人として会議への出席を求めることができる。

3 委員会は特定の事項に対し必要に応じ専門部会を設置することができる。

### ( 委 員 長 )

第6条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### ( 会 議 )

第7条 会議は委員長が必要と認めるとき、これを召集する。

2 委員長は会議の議長となり、議事を運営する。

3 会議は委員の半数以上の出席をもって行う。

### ( 情 報 公 開 )

第8条 委員会の会議、委員会資料、議事内容の公開については委員会で定める。

2 委員会の事務局は、公開する情報について関係住民が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

( 事 務 局 )

第9条 委員会の事務局は、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所に置く。

( 規 約 の 改 正 )

第10条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

( 雑 則 )

第11条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

( 施 行 期 日 )

この規約は、平成13年3月13日から施行する。

平成15年6月18日一部改正

平成19年5月17日一部改正

平成27年5月27日一部改正 (委員構成並びに部会設立)

別表

## 関川流域委員会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
赤羽 孝之	上越教育大学名誉教授	元委員会委員
井部 辰男	頸城区町内会長協議会会長	役職指定
梅澤 圓了	新潟県災害救援機構理事長	元委員会委員
小池 俊雄	東京大学大学院教授	元委員会委員
小林 正夫	NPO法人関川水辺クラブ理事長	元委員会委員
坂本 秀樹	新潟日報社上越支社報道部長	役職指定
田中 弘邦	上越商工会議所 会頭	元委員会委員
西條 春一	(元)上越ブロック指導農業士会顧問	元委員会委員
早川 嘉一	(元)新潟大学教授	元委員会委員
保坂 桂子	(元)上越市景観審議会委員	元委員会委員
細山田 得三	長岡技術科学大学教授	元委員会委員
村山 秀幸	上越市長	役職指定
横田 清士	(財)上越環境科学センター 部長	元委員会委員

敬称略:あいうえお順

## 「関川流域委員会」設立趣旨

中部山地の活火山、焼山に源を発する関川は、上流域には、妙高山、火打山等の秀麗な山々が連なり、清冽な流れや豊かな湖面を有し、中下流域は豊富な水量に支えられた広大な穀倉地帯や工業地帯、市街地が広がる、新潟県上越地方を支える母なる川です。

しかし、有史以来度々氾濫を繰り返す暴れ川であり、多大な被害を被ってきました。そのため、古くは17世紀はじめの高田城築城に伴う関川の流路切り替えをはじめとして幾多の改修・災害復旧等が繰り返し実施されてきました。昭和39年の河川法の制定をうけて関川水系は昭和44年に一級河川に指定され、「関川水系工事实施基本計画」を決定しました。その後、大出水が相次いだため昭和46年に第1回改定を、昭和62年には第2回の改定を経ながら河川の整備を実施してきました。また、平成7年7月には観測史上最大規模の大出水が発生し、関川や保倉川で甚大な被害を被ったため、これに対応できる河川整備を実施しています。

洪水に対して安全な川づくりを進める一方で、平成11年度より「関川川づくりワークショップ」を開催し、住民の意見を反映しながら川づくりを進める取り組みも始めています。こうした取り組みの中から川と親しみ、川を通して人と人、人と自然が触れ合う川づくりを目指す市民活動も生まれています。

平成9年には人と河川の豊かなふれあいを目指し河川法が改正され、その目的に「治水」「利水」のほか、新たに「環境の整備と保全」が加えられるとともに、従来の「工事实施基本計画」に代わり、河川整備の長期的な方向を示す「河川整備基本方針」と具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することとなりました。

また、「河川整備計画」の策定に際しましては、河川環境の整備と保全を求める国民のニーズに的確に応え、河川の特性と地域の風土・文化などの実情に応じた河川整備を推進するために、地域との連携が不可欠との観点から、関係地方公共団体の長、学識経験を有する者、地域住民の意見を聴き、計画に反映する手続きが導入されました。

関川水系においても、早期に「関川水系河川整備基本方針」を定め、引き続き高田河川国道事務所が管理する区間を対象とした「関川水系河川整備計画（直轄管理区間）」を策定するべく、鋭意検討を実施いたしております。

「関川流域委員会」は、「関川水系河川整備計画（直轄管理区間）」の原案の策定を進める中で、学識経験者等、地域の有識者の意見を頂くことを目的に、国土交通省北陸地方整備局が設置するものです。